

平成29年度 狛江市一般会計補正予算(第2号)の主な内容(歳出)

総務費	総務管理費	公共施設整備基金費	2億円
		公共施設修繕基金費	2億円
		狛江駅前三角地関係費	350万円
	戸籍住民基本台帳費	証明書コンビニ交付事業	350万円
民生費	社会福祉費	障がい者日中活動系サービス推進事業	329万4千円
		保育所等児童運営費	1億6,505万9千円
	児童福祉費	新設保育園整備事業	5,728万5千円
		子育て・教育支援複合施設関係費	3,711万円
		保育園維持管理費	2,415万6千円
衛生費	保健衛生費	在宅医療・介護連携事業	937万5千円
	清掃費	清掃施設整備基金費	5,000万円
消防費	消防費	災害対策関係費	352万3千円
教育費	教育総務費	公立小中学校事務共同実施支援事業	350万円
		障がい者スポーツ振興事業	165万円
	小学校費	特別支援学級維持管理費(固定)	1,307万8千円

第3回定例会
本会議

議案審議状況
本会議から

◆平成29年度狛江市一般会計補正予算(第2号)
【提案理由】
一般会計予算を補正する必要があるため。
【主な質疑】
・財政調整基金を適正額である
標準財政規模10%を超えて積み立てた理由は。
・多額の剰余金がある中で、市民生活支援策の具体的な検討は行ったのか。
・公共施設整備基金を10億円以上積み立てていくという考え方が必要ではないか。
・情緒障がい学級はどういった市民要望を背景に提案した事か。
・固定学級と通常学級の違いなどについて説明を。
・小学校に固定学級をつくるということだが、将来的な進路の保障は。
・固定学級から通常学級に転学することは可能なのか。

・教員配置の見直しはどのようになっているのか。
・障がい者日中活動系サービス推進事業補助金についてどういった企業が行うのか。
・事業所の活動内容や開設に至った経緯の説明を。
・保育所等におけるICT化推進事業補助金の内容について説明を。
【結果】賛成多数の可決
◆平成29年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
【提案理由】
国民健康保険特別会計予算を補正する必要があるため。
【結果】賛成全員の可決
◆平成29年度狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
【提案理由】
後期高齢者医療特別会計予算を補正する必要があるため。
【結果】賛成多数の可決
◆平成29年度狛江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
【提案理由】
介護保険特別会計予算を補正する必要があるため。
【結果】賛成全員の可決
◆平成29年度狛江市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
【提案理由】
駐車場事業特別会計予算を補正する必要があるため。
【結果】賛成全員の可決
◆平成29年度狛江市一般会計補正予算(第3号)
【提案理由】
一般会計予算を補正する必要があるため。
【結果】賛成全員の可決

社会常任委員会

◆狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例
【提案理由】
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成29年内閣府令第18号)の施行に伴い、所要の改正を行うため。
【結果】賛成全員の可決

建設環境常任委員会

◆道路の廃止について(市道第219号線)
【提案理由】
道路法(昭和27年法律第180号)第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるため。
【結果】賛成全員の可決

「声の市議会だより」をご利用ください

市議会では、主に視覚障がい者の方を対象として、本紙の内容をデージー版CDやカセットテープに録音した「声の市議会だより」を市内朗読ボランティア団体(2団体)の協力を得て作成しています。ご家族やご近所・お知り合いの方々で「声の市議会だより」をご希望の方がいらっしゃいましたら、ご連絡ください。問い合わせ 議会事務局 28 3430111

採択された陳情

第3回定例会では2件の陳情が提出され、うち1件を採択しました。
採択された陳情の一部を紹介します。

狛江市におきまして、骨髄移植ドナーに対する支援制度を策定していただきたい。

白血病など重篤な血液疾患に完治も期待できる骨髄移植をはじめとする造血幹細胞移植医療は、健康なドナーからの善意による造血幹細胞の提供が前提となっており、提供に至るまでには、コーディネート、最終同意書の取り交わし、自己血採血、平均3泊4日の入院、全身麻酔による骨髄採取(末梢血幹細胞の提供の場合には4日位前からの造血ホルモン剤投与と3、4時間拘束されての採取)など、ドナーの肉体的、精神的、物理的負担は極めて大きいものがあります。

ドナーのボランティア行為に対する交通費、入院中の医療費のドナーの負担は免除され、万が一の健康障害発生については、日本骨髄バンクによる損害補償保険で担保されていますが、休業補償は行われていません。骨髄バンクドナー登録者は47万人余りとなり、患者さんとのHLA適合率は95%に及んでいます。提供率は60%前後であり、

提供率向上の努力が望まれます。ドナー候補者が適合患者に提供しにくい原因として、仕事の都合、健康上の問題、家族の反対など公私にいたる種々の理由が推量されますが、提供可能年齢帯のドナー候補者の場合(20~55歳)については、就業者の割合が高く、本人の休業補償も含めた奨励金と事業所への奨励金交付を行うことにより、本人、事業所へのインセンティブになるものと思料されます。

骨髄バンクを支援する東京の会は、平成26年9月に東京都議会に対して、「ドナー支援制度の策定」を求めて請願を行いました。議会の全会一致での決議を受けて、東京都は平成27年度より「医療保健政策区市町村包括補助事業」のメニューの中に「骨髄移植支援事業」を追加し、実施主体を区市町村とし、骨髄移植ドナーに対する休業補償等を制度化した自治体に対して、半額を助成することとなりました。

しかし、ドナー支援制度の実施主体が区市町村となっているため、既施行自治体と未施行自治体居住の骨髄提供者の間に制度の適用を巡る格差が生じており、新たな矛盾点となっております。未施行自治体が都の包括補助事業の適用を受けるためには、当該区市町村において東京都の制度化に対応する「骨髄移植支援事業」の制度化が必要であります。

(全文は市議会ホームページあるいは市議会事務局で閲覧できます。)